平成２２年（フ）第２１３０号
大阪市城東区永田４丁目６番５号プランドール永田103号、申立時の住所大阪市城東区関目５丁目12番２―502号
債務者　小幡工務店こと　小幡　陽一
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６７３号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番１―203号
債務者　清水一久男
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７１３号
大阪府豊中市大黒町１丁目２番７号
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７９６号
大阪府守口市南寺方中通１―７―34―202号、住民票上の住所大阪府豊中市小曽根１丁目３番15号
債務者　浦濱　茂雄
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７９８号
大阪府豊中市桜の町６丁目３番43号
債務者　北田　紀子（旧姓波多野）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９５０号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番14―512号14―512
債務者　八田　隆惠
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３３号
大阪府東大阪市喜里川町１番28号岩本文化２階２号
債務者　澤野　輝三
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０７３号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ22―112号
債務者　髙畠　秀子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１７７号
大阪市旭区大宮１丁目９番２号万月荘13号
債務者　矢野　定義
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２４号
大阪市生野区林寺４―14―27、住民票上の住所大阪市生野区林寺４丁目３番27号
債務者　山﨑眞起子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２５３号
大阪府東大阪市西石切町３丁目６番５号サンポケット102
債務者　南　　美子（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３５７号
大阪市港区池島２丁目６番29―404号
債務者　横山　正美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３７１号
大阪市北区与力町７番11―405号
債務者　松下　浩康
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３７３号
大阪市平野区背戸口１丁目21番21号　メゾン平野301号
債務者　山下　恵美（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１３号
堺市南区宮山台４丁３番12―203号
債務者　泉　　順子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３３号
堺市東区野尻町307番地74
債務者　中山　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
大阪府河内長野市小塩町230番地の３
債務者　星野　知草（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係